

アマミヤマシギ保護増殖事業計画の実施状況の整理等

事業の内容	実施状況・結果	今後の方針、課題等
1 生息状況の把握・モニタリング等		
<p>(1) 生息状況の把握・モニタリング</p> <p>本種の分布域において、繁殖期及び非繁殖期に自動車を用いたルートセンサス等を行うことにより、本種の分布や繁殖状況等生息状況の動向を継続的に把握する。また、生息情報の収集・整備に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 奄美大島、加計呂麻島及び徳之島において、繁殖期・育雛期に自動車による夜間ルートセンサスを実施（平成12年度～）。奄美大島では大きな変化は見られないものの、近年マングースの生息密度が比較的高かった名瀬付近でも個体が確認されるなど回復の兆しを確認。加計呂麻島及び徳之島では年度によって増減がある。 その他の調査やマングース防除事業（在来種モニタリング）等により得られた生息情報をとりまとめ、分布域を整理。 徳之島の生息状況を把握するため、平成24年度よりセンサーカメラによるモニタリングを実施（30台）。 加計呂麻島での生息状況を把握するため、平成25年度からセンサーカメラ（20台）によるモニタリングを実施。 平成28年度に夜間ルートセンサス調査やラジオテレメトリー調査等の結果を活用した個体数推定手法の検討を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間ルートセンサスは、本種の島毎の全体的な増減傾向を把握する上で重要であり、引き続き実施。調査時期や調査方法等については、必要に応じて適宜見直しを実施。また、令和元年度に請島、与路島における生息状況の調査を実施。 加計呂麻島での生息状況を把握するため、センサーカメラによるモニタリングを継続。 個体数推定の手法について検討。
<p>(2) 生物学的特性の把握</p> <p>標識の装着等による個体識別やラジオトラッキング等の手法を活用し、個体の移動、分散等の実態や繁殖期・非繁殖期の行動及び行動圏等を把握する。また、本種の糞分析による繁殖状態の把握や、本種の食性、捕食者の実態等を含む本種を取り巻く生態系の構造の解明等に関する調査研究を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 奄美大島において、標識の装着による個体識別やラジオトラッキング、センサーカメラによる調査等を実施し、本種の行動や行動圏等を把握（平成13年度～平成30年度）。これまでに、二次的環境の広がる地域（市理原）と森林地域（三太郎峠）の異なる環境で実施し、それぞれの環境における年周行動や行動圏等が明らかになった。平成23年度からは、南部地域（瀬戸内中央線、勝浦東線）、平成27年度から平成30年度まで大和村と宇検村にまたがる地域（田検福元線）において実施。平成30年度には北部の龍郷町に新たなルートを設けて実施。 捕獲個体の計測により、性差、年齢差といった形態的特徴など基礎的な情報が蓄積された。 本種のサンプル（尾羽等）を用いて遺伝的解析を実施。奄美大島と徳之島の個体群、また奄美大島北部と南部（加計呂麻島を含む）の個体群で有意な遺伝的相違を確認。性染色体遺伝子による性判定を実施した。 本種の林道への出現状況が月齢（月の明るさ）に影響を受けていることを確認。 標識個体再確認率や行動圏等を基に、奄美大島における生息数推定を試行（平成23年度）。 マングース防除事業で得られた情報等に基づき、抱卵行動を観察（平成23年度）。これまでの情報を整理し、営巣場所や抱卵期、産卵数等を推定。 	<ul style="list-style-type: none"> 異なる環境における年周行動や行動圏、性差、年齢差等本種の基礎的な情報を得ることができたため、今後の実施について検討。

<p>(3) 生息好適環境及び生息圧迫要因等の把握</p> <p>上記(1)及び(2)の結果等を基に、本種の生息に適した環境を把握するとともに、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその除去に必要な対策等に関する調査研究を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本種の生息に適した環境要因について、林相等との関係を整理。繁殖期の利用環境として、耕作地から森林まであらゆる環境を利用していることを確認。 奄美大島では、マングースが高密度に生息していた地域では、本種の生息数が少ないことが確認されていたが、近年回復の兆しを確認。その他、本種に影響を及ぼす要因として、本種生息地へのイヌ及びネコの侵入状況を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 及び (2) の結果を総合的にとりまとめ、本種の生息好適環境の把握等を進める。
<p>2 生息地における生息環境の維持・改善</p>		
<p>本種の自然状態での安定した存続のためには、繁殖地として重要と考えられる森林等本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、上記1の結果等を踏まえ、本種の生息環境の悪化や個体数の減少等への効果的な対策を検討し、本種の生息・繁殖に適した環境の維持・改善を図る。</p> <p>また、本種の生息地における土地利用や事業活動の実施に際して、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本種の生息・繁殖に適した環境の維持・改善を図るため、本種の生息状況及び専門家の意見等を踏まえ、平成29年3月に主要な生息地を奄美群島国立公園に指定した。 令和元年度、奄美群島国立公園の公園計画の変更について検討を開始しており、より適正な保全管理を強化している。 マングース防除事業等において、マングース、イヌ及びネコの森林域における分布状況を把握し、マングースの防除を実施。 平成26年度より徳之島において森林内におけるネコの排除を実施。その後、夜間ルートセンサス調査における確認頻度の上昇傾向が確認された。 平成30年3月「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」を策定し、山中からのネコの排除を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園の指定に基づき開発制限や事業活動実施の際の指導等を行い、本種生息地の維持を図る。 1の(3)で整理する本種の生息好適環境を踏まえ、生息地等における土地利用や事業活動の実施の際の配慮事項等の検討が必要。 国立公園内における事業活動等については、本種の生息に必要な環境条件を確保するよう法令に基づく許認可を通じて指導等を行う。 特に、徳之島及び加計呂麻島の個体群について、その維持及び改善を図るための効果的な対策を検討する。
<p>3 傷病個体の救護等</p>		
<p>本種の繁殖は、生息地における野外個体群の維持・拡大を基本とする。傷病により保護された個体は、適切な施設に搬入し飼育に関する情報を蓄積する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 傷病個体の保護を通じた飼育情報の蓄積。 傷病個体が発見された際の体制を確立するため、平成27年度に関係機関と連携して希少鳥獣の死体・傷病個体が発見された場合の作業手順を作成し、手順に沿って傷病鳥獣の救護を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 傷病個体の保護等を通じて、飼育に関する情報の蓄積を図る。 野生復帰が困難な個体の取り扱い等について関係者等と調整のうえ整理を行う。
<p>4 生息地における監視等</p>		
<p>密猟や本種の生息地への不用意な接近等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するために、生息地における監視等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国・地方公共団体、地域の関係者等により、日常的に本種の生息地を含む地域の監視及び情報収集を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国・地方公共団体、地域の関係者等と連携し、本種を含む野生生物の生息地等の監視及び情報収集を行う。
<p>5 普及啓発の推進</p>		
<p>本種の保護増殖事業を実効性のあるものとするためには、国・地方公共団体、地域の関係者等や住民を始めとする国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息状況、保護の必要性及び保護増殖事業の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼び掛ける。また、関係地域において本種についての理解を深めるための活動を行うこと等により、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 奄美野生生物保護センターにおいて、本種を含む野生生物の保護等について理解を得るための普及啓発を実施。 交通事故による被害は、多くはないが確認されている。徳之島では、県道上に交通事故防止看板を設置(鹿児島県)。 研究者との連携により、これまでの事業成果等を基に、地域住民等に対する普及啓発セミナーを実施(平成23年度)。 小中学校等における環境教育を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国・地方公共団体、地域の関係者等と連携しつつ本種の保護の必要性及び本事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、地域全体として保護への理解及び協力が得られるとともに、地域の自主的な取組が活発となるような気運の醸成を図る。 アマミノクロウサギ交通事故防止キャンペーンに併せて、交通事故対策

<p>また、交通事故による被害を未然に防止するため、関係機関の協力を得て、注意標識を設置する等の事故防止対策を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係学会等における発表を実施。 	<p>を含めた本種の保護の必要性等について地域住民等に対する普及啓発を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群島内の全小中学校に配布される「わきゃあまみ」（奄美自然体験活動推進協議会・環境省奄美野生生物保護センター発行）において、これまでに得られた知見等を取りまとめ、普及啓発を図る。
<p>6 効果的な事業の推進のための連携の確保</p>		
<p>本事業の実施に当たっては、事業に係る国、鹿児島県、沖縄県及び関係市町村の各行政機関、本種の生態等に関する研究者、地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査や研究、普及啓発など様々な場面において、多様な主体と連携。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、多様な主体と連携しつつ効果的な事業推進に努める。